

お知らせ

林業雇用だより

3号

発行所
林業雇用改善相談室
整備センター

〒870
大分市大字古国府1337の20
TEL FAX
0975-43-7690 0975-46-6969

魅力ある林業の職場づくりをめざして

雇用管理改善のしおり

—— その1 「人を雇うとき」 ——

林業労働力の確保の促進に関する法律は、雇用管理の改善と経営基盤の強化により林業の担い手を確保しようとする画期的な法律であります。また、この法律では、労働条件等を明示した文書の交付と雇用管理者の選任義務を定めており、事業主の方は人の雇い入れにあたり、次の点の注意が必要で

●雇用関係を明確にすること

募集に当たっては、まず、誰が誰をどのような条件で雇用するかを明確にしましょう。雇用関係を明確にするという意味は、すべての人と雇用関係を結ぶということではなく例えば一人親方のように雇用関係を望まない人、又は実態として雇用関係にない人については作業の請負契約であることを明らかにすることによって、逆に雇用関係がないことを明らかにすることも含まれます。

●雇用管理者を選任すること

事業主は、常時5人以上の労働者を雇用する事業所毎に雇用管理者を選任し、労働時間賃金などの雇用面での管理を行うこととさせていただきます。

●雇用を計画化、安定化すること

林業労働者の雇用の計画化、安定化は雇用の長期化、通年化を促し、労働者の所得の安定労働・社会保険等の適用を図る基本です。いわゆる細切雇用のような雇用状態の解消が望まれます。

●労働条件を明示すること

採用を決定し、労働契約を締結するときは事業主は、労働者に対し必ず次の労働条件を明示しなければならぬことになっております。特に賃金に関する事項については、昇給に関するものを除き、文書で明示しなければならぬことになっております。

- ①就業場所及び仕事の内容
- ②始業及び終業の時刻、休憩時間、休暇等
- ③賃金(賞与)の決定、計算及び支払いの方法
賃金の締め切り及び支払いの時期、昇給のこと
- ④退職に関すること

●林業労働力の確保の促進に関する

法律による優遇措置

雇用管理と経営基盤の改善計画について知事の認定を受けた事業主は、固定資産の特別償却、経営改善のための融資、従業員募集に当たっての委託募集の特例等様々な優遇措置があります。

就任にあたって

職業安定行政の運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

最近の雇用情勢を見ますと、完全失業率3.4%と依然高い水準で推移していますが、一方では雇用者数が増加するなど、緩やかな改善の動きも見られます。本年9月の有効求人倍率は0.78倍で前月より0.01ポイント上昇しているものの新規求職者数は増加傾向にあるなど、雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。

特に林業労働は、季節間断的であることや、労働力の減少、高齢化が急速に進んでいるなど林業を取り巻く雇用環境は全体として非常に厳しい状況が見られます。

このようなか中で、国土の保全・水資源の涵養・環境保全等に果たす森林の役割はますます重要となっており、森林の維持管理のための林業労働力の確保が大きな課題となってきていま

林業事業体現場から

林業労働力確保と山村の地域経済の振興を目的とし、基幹的林業労働者の育成確保のため、当組合の森林整備センターが4人のオペレーター体制で発足して4年が経過しようとしています。この間県整備センターの支援を頂きながら、定められた福利厚生の実施や研修による安全作業技術の向上を図るとともに、大型機械導入による効率的な事業推進に取り組んでいるところでもあります。

今後更にセンター整備計画の充足を図るべく森林整備諸事業や生産事業の拡大確保に努めることにしています。

他方、同じく組合事業の推進を支えている作

大分県職業安定課長 藤澤 美穂

す。

このため、大分県では、県森林整備センターや関係機関との緊密な連携を図り、林業雇用改善アドバイザーのご協力を得ながら、労働省の委託事業である「林業雇用改善促進事業」に積極的に取り組んでいるところです。

今後、さらに林業労働力を安定的に確保していくためには、「林業労働力の確保の促進に関する法律」と一体的に本事業を推進することが重要であると考えております。

各位におかれましても本主旨をご理解のうえご協力ご支援いただきますようお願い申し上げます。

おわりに、林業事業者の方々の益々のご繁栄と皆様方のご健勝を祈念申し上げまして就任のあいさつといたします。

(平成9年8月1日付で労働省から初の女性課長として就任されました。係)

おおいた森林組合専務理事 後藤 泰敬

業班では、相互扶助と業務の向上確保を目的に一昨年任意の組織(造林産組合)を設け、当面労働安全衛生の向上を柱に防災防止と健康診断の徹底に取り組んでいます。将来的には、事業拡大とともに通年就業の確保と雇用管理の改善により、労働力の若返りを図ることにしていきます。

しかしながら、現在の林業、国産材を取りまく情勢は余りにもきびしく、自助努力による雇用改善や労働力確保は遠くなるばかりで、情勢好転への大きな力による思い切った施策支援を切望するところであります。

モデル事業所の紹介

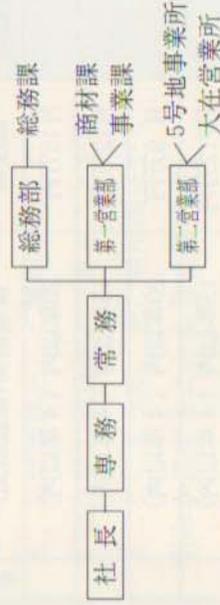
〈大成木材株式会社〉

- 所在地 大分県大分市弁天1丁目1番23号
- 代表者 代表取締役 横山 久雄
- 社員数 27名

昭和39年3月会社を設立し、以来34年間木材業として素材製品の売買をはじめ、木材チップの集荷販売、素材生産造林及撫育、輸入材の売買取等、木材に関する総ての事業を実施すると共に昭和45年8月建設業の許可を受け、木造建築を開始、昭和52年6月建設部門を子会社として分離独立させ、従来の住宅建設に加え宅地開発、建売等、不動産業を営んでいる。

又昭和62年より子会社として製品市場も経営している会社です。

■組織



■職員の年齢構成

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
職員	9	3	3	5	2
現業職員	3	1		1	

■労働条件等

就業規則の改正により週40時間制の対応、社会保険等への全員加入など雇用改善を積極的に行っており、就職希望者が多く過去3年間において高校等新卒者6名が就職しています。

- 賃金 月給制を採用

●勤務時間 (職員)

	始業時刻	終業時刻	休憩時間
月曜日～金曜日	午前8時30分	午後5時30分	1時間30分
土曜日	同上	同上	同上

(現業職員)

	始業時刻	終業時刻	休憩時間
月曜日～金曜日	午前8時30分	午後5時	1時間30分
土曜日	同上	同上	同上

●休日 (職員)(現業職員)

- ①1年単位の変形労働時間制を採用。毎日曜日・祭日・第2・第4土曜日、但し多忙期には、第2・第4土曜日の出勤を義務付け休日出勤手当支給。
- ②創立記念日、お盆3日、正月4日は、特別休暇とする。

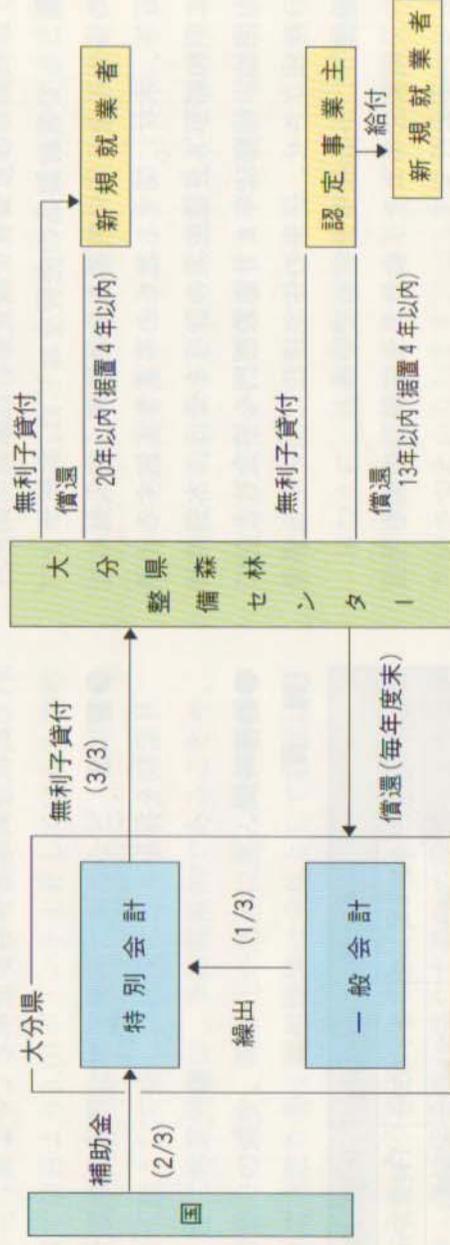
■福利厚生

職員・現業職員とも全員が社会保険、労災保険、雇用保険、企業年金に加入しています。
寮(個室)12、持家助成制度

林業就業促進資金貸付のしくみ

林業に新たに就業しようとする者の円滑な就業を支援するため、就業に必要な林業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修や就業のための事前の現地調査、移転等就業の準備に要する資金の無利子貸付を行い、新規就業者の経済的負担を軽減することにより林業労働力の確保を図るものです。

●制度の骨組み



(1)就業研修資金

区分	貸付対象者	最大貸付期間	限度額	償還期間(据置期間)	備考
①支援センターにおける研修	新規就業者	1年間	月15万円	20年以内(4年以内)	
	認定事業主		月12万円	13年以内(4年以内)	
	新規就業者		月9万円	20年以内(4年以内)	
	認定事業主		月7.2万円	13年以内(4年以内)	
②林家等における研修(国内、海外)	新規就業者	在学期間	月15万円	20年以内(4年以内)	
	認定事業主		月12万円	13年以内(4年以内)	
③試験研究機関や農業大学校等における研修	新規就業者	在学期間	月5万円	20年以内(4年以内)	
	認定事業主		月4万円	13年以内(4年以内)	

(2)就業準備資金

区分	主な貸付対象	貸付期間	限度額	償還期間(据置期間)
新規就業者	就業先の調査費	1年間	150万円/人	20年以内(4年以内)
	林業体験活動費			
認定事業主	就業のための移転費	1年間	120万円/人	13年以内(4年以内)
	就業に必要な物品費			